

新潟市工業振興ビジョン検討会議 開催要綱

(目的)

第1条 新潟市工業振興ビジョンの策定へ向け専門的な見地からの意見を聴取するため、「新潟市工業振興ビジョン検討会議」(以下「検討会議」という。)を開催する。

(所掌事項)

第2条 検討会議の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 本市工業の課題検討に係る事項
- (2) 本市工業振興の将来像に係る事項
- (3) その他検討会議が必要と認める事項

(委員構成)

第3条 検討会議は、学識経験者及び専門知識を有する者等のうちから、市長が選任した委員若干名をもって構成する。

2 委員の任期は、就任の日が属する年度を含め1年間とし、再任はこれを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 検討会議に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、検討会議の進行を行う。
- 3 委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 検討会議は、必要の都度市長が招集する。

2 会議は非公開で行う。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、新潟市経済部企業立地課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。